

## 取引相場のない株式等の評価（純資産価額方式における法人税額等相当額）

令和7年度税制改正において、防衛特別法人税が創設されたことに伴い、純資産価額方式における「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」の算定に用いる「法人税（地方法人税を含む。）、事業税（特別法人事業税を含む。）、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合」を37%から38%に改正するなど所要の改正を行った。  
(評基通 186-2 = 改正)

### 1 従来の取扱い

取引相場のない株式等を評価する場合の純資産価額方式は、次の算式により計算することとしている。

(算式)

$$\text{純資産価額} = \left( \begin{array}{l} \text{総資産}^* \\ \text{価 額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{負債の} \\ \text{合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{評価差額に対する法人} \\ \text{税額等に相当する金額} \end{array} \right) \div \begin{array}{l} \text{発行済} \\ \text{株式数} \end{array}$$

※ 相続税評価額による総資産価額

この場合の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、「相続税評価額による純資産価額」から「帳簿価額による純資産価額」を控除した残額に「法人税（地方法人税を含む。）、事業税（特別法人事業税を含む。）、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合」（以下「法人税率等の合計割合」という。）を乗じて計算した金額としていた。

### 2 通達改正の概要等

#### (1) 令和7年度税制改正の内容

令和7年度税制改正により、防衛財源確保法が改正され、新たに「防衛特別法人税」が創設され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとされた。

#### (2) 通達改正の概要

イ 「法人税率等の合計割合」の見直し

上記(1)の改正により、「法人税率等の合計割合」の根拠となる税率が変わることから、「法人税率等の合計割合」を「37%」から「38%」に改正することとした。

なお、防衛特別法人税の算定における基礎控除額に相当する金額については、評価方法の簡便性を考慮し、「法人税率等の合計割合」の算定に当たって加味しないこととした。

ロ 文言の整理

上記(1)の改正により、「法人税率等の合計割合」の算定根拠について、本項本文の該当部分を、次のとおり改正することとした。

改正後	改正前
法人税（地方法人税及び防衛特別法人税を含む。）、事業税（特別法人事業税を含む。）、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合	法人税（地方法人税を含む。）、事業税（特別法人事業税を含む。）、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合

《参考》 令和8年4月1日以後に開始する事業年度等の「法人税率等の合計割合」の内訳

		税率に相当する割合	根拠条文	備考
法人税	① 法人税	23.2%	法人税法 66①	
	② 地方法人税	2.3896%	地方法人税法 10①	法人税額×10.3%
	③ 防衛特別法人税	0.928%	防衛財源確保法 14①	法人税額×4.0%
事業税	④ 事業税	7.0%	地方税法 72 の 24 の 7 ①三	
	⑤ 特別法人事業税	2.59%	特別法人事業税法 7 ①三	事業税額×37.0%
⑥ 道府県民税		0.232%	地方税法 51①	法人税割の税率 法人税額×1.0%
⑦ 市町村民税		1.392%	地方税法 314 の 4 ①	法人税割の税率 法人税額×6.0%
⑧ 合計		37.7316% ≒ 38%		

(3) 明細書通達の改正

本改正に伴い、次に掲げる評価明細書における「評価差額に対する法人税額等相当額」欄については、別途、令和8年6月頃に改正することを予定している。

- ・ 「第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書」
- ・ 「第8表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）」

(4) 適用時期

令和8年4月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式等の評価に適用することとした。